

卓越した技能者の表彰に係る被表彰候補者の要件

被表彰候補者として推薦される技能者は、以下のすべての要件を充たす者であることとします。

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
例えば、本人の技能なくしては〇〇の製作は不可能または大変困難であること。あるいは、日本を代表する技能者として国内外の大規模プロジェクトに携わり優れた功績を残しているなどが挙げられること。
- (2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。
この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、卓越した技能を有する者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練または公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。
- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導または教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。
なお、被推薦者が事業所の役員である場合においては、当該事業所にも過去1年程度社会的批判を受けるような事実がないことを確認すること。

〔留意事項〕

- ① 被表彰候補者については、過去に優秀技能者知事表彰または伝統的工芸優秀継承者知事表彰を受章している者であることが望ましいが、若年・中堅の技能者で適格者であれば、必ずしも知事表彰を受けた者でなくとも、推薦は可能であること。
- ② 令和3年度までに本表彰の被表彰候補者として推薦のあった者であって、本表彰を受けるに至らなかったものについては、真に表彰を受けるにふさわしい者であれば、改めて推薦して差し支えない。ただし、候補者の功績等を一層アピールできるよう、前回提出した調書等の記載内容や資料を見直し、十分工夫した上で提出する必要があること。
- ③ 当該技能に関し叙勲または褒章を受けたことのある者は、推薦の対象とならないものであること。
- ④ 例年、被表彰候補者が生業的職種（第7～20部門）に偏る傾向がみられるので、工業的職種（第1～6部門）について、積極的に推薦すること。
- ⑤ 女性の技能者についても、積極的に推薦すること。女性の推薦がある場合、同一職種から2名まで推薦可能。
- ⑥ 技能者的な側面はあるものの、その者の職歴等から総合的に判断して、社会通念上技術者とみなされる者は、推薦の対象から除外されるものであること。

